# 厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業) 歯科医師の養成及び評価に関する総合的研究 分担研究報告書

## 臨床研修指導歯科医の資格要件に関する考察

研究分担者 平田創一郎(東京歯科大学教授)

田上 順次(東京医科歯科大学副学長)

前田 健康(新潟大学歯学部長)

西原 達次(九州歯科大学学長)

荒木 孝二(東京医科歯科大学教授)

藤井 規孝(新潟大学歯学部教授)

研究要旨:現在、指導歯科医の資格要件のうち指導歯科医講習会の受講は 1 回のみ義務づけられているだけであり、臨床研修指導のための研さんを続けなければならないことが規定されているものの、これを担保する規定はない。特に開業医の指導歯科医においては、年々変わっていく卒前教育のカリキュラムをフォローすることは、臨床研修との連続性を考慮すれば重要であるにも関わらず、現実には難しい。そこで、指導歯科医の臨床研修指導のための研さんを担保するため、指導歯科医の資格要件として、2年に1回以上、「新たな指導歯科医講習会におけるテーマの例示」に示されたテーマの講演の受講を義務づけることを提案するものである。研修管理委員会で当該講習会を開催することで、各研修プログラムのニーズに合った講演が提供され、協力型臨床研修施設の研修実施責任者である指導歯科医は、研修管理委員会への出席で資格要件を更新することが可能となる。

#### A. 研究目的

歯科医師臨床研修制度における臨床研修指導歯科医(以下、指導歯科医という。)は、「歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令」1)に「常勤の歯科医師であって、研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」と規定されており、「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」2)には「研修歯科医に対する指導に関する責任者又は管理者の立場にあるもの」とあり、資格要件について以下のように規定されている。

#### 6 研修管理委員会等の要件

## (4) 指導歯科医等

- ア 指導歯科医は、常に勤務する歯科医師であって研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。
- (ア)「研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、一般歯科診療について的確に指導し、適正に評価を行うことができ、以下の〔1〕、〔2〕のいずれかの条件に該当する者であること。なお、臨床経験には、臨床研修を行った期間を含めて差し支えないこと。
  - 〔1〕7年以上の臨床経験を有する者であって、

指導歯科医講習会(一般財団法人歯科医療振興財団主催又は「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針」(平成16年6月17日付け医政発第0617001号)にのっとって開催されたもの)を受講していること。なお、都道府県歯科医師会会長の推薦があることが望ましいこと。

- 〔2〕5年以上の臨床経験を有する者であって、 日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門 医の資格を有し、指導歯科医講習会(一般財 団法人歯科医療振興財団主催又は「歯科医 師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開 催指針について」(平成16年6月17日付け 医政発第0617001号) にのっとって開催さ れたもの)を受講していること。
- (イ) 指導歯科医は、臨床研修指導のための研さんを続けなければならないこと。

昨年度本研究班で実施した「指導歯科医講習会 で取り上げるテーマに関する基礎調査 | 3) におい て、「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会 の開催指針について」4)で示されたテーマが2項目 以外ほとんど実施されていないこと、また、それ らのテーマ自体が現在の指導歯科医に求められる テーマに必ずしもマッチしていないことが示唆さ れた。そこで、「新たな指導歯科医講習会における テーマの例示」(表1)を行い、現状、多くの指導歯 科医講習会で2つの講演がなされているのを、講 演時間を短縮する、事前学修を踏まえた質疑応答 形式にする、E-Learning を併用するといった工夫 を行うことで、より多くの課題を取り上げること を提案した。あわせて、上記資格要件にあるよう に、「指導歯科医は、臨床研修指導のための研さん を続けなければならないこと | とされていること から、指導歯科医講習会を通じて指導歯科医に多 様な最新の知見の周知を図るために、1度きりで はなく、定期的な受講を促すような仕組みを検討 することを提言した。

特に開業医の指導歯科医においては、歯学教育 モデル・コア・カリキュラム 5)や歯科医師国家試 験出題基準 6)の改訂といった大きな変化だけでな く、年々変わっていく卒前教育のカリキュラムを フォローすることは難しい。卒前教育と臨床研修 の連続性を考慮すれば、指導歯科医は卒前教育の カリキュラムを熟知しているべきであろう。

そこで本研究では指導歯科医の資格要件として、 指導歯科医の臨床研修指導のための研さんの一助 となる継続的な研修体制を考案することを目的と する。

# B. 研究方法

#### 1. 対 象

指導歯科医の資格要件のうち、講習会の受講に ついて検討の対象とした。

## 2. 方 法

昨年度の本研究班分担報告書「指導歯科医講習会で取り上げるテーマに関する基礎調査」3)に示した「新たな指導歯科医講習会におけるテーマの例示」(表1)を提示して、歯科医師臨床研修指導に実績のある6歯科診療所(表2)を対象に、どのような形で講習会を開催すれば指導歯科医が継続的に受講可能かについてヒアリングを行った。

#### C. 研究結果

いずれの診療所においても、指導歯科医が継続して臨床研修指導のための講習を受講することが必要であるとの見解であった。一方で、2日間で16時間以上のカリキュラムプランニングを主体とした指導歯科医講習会の複数回の受講は必ずしも必要でないとの意見もあった。そこで、「新たな指導歯科医講習会におけるテーマの例示」(表1)に示されたテーマの講演の受講を義務づけることを提案する。

指導歯科医は、2年に1回以上、「新たな指導歯科医講習会におけるテーマの例示」(表1)に示さ

れたテーマの講演を受講する。同一のテーマを繰り返し受講するのではなく、異なるテーマを選択していく。

講演の主催者と講演の実施様式としては、

- ·研修管理委員会(単独型·管理型臨床研修施設)
  - : 研修管理委員会の開催に合わせて講演を実施
- 日本歯科医師会
  - : 生涯研修事業として登録されている講習会
- ・日本歯科医学会及びその専門分科会・認定分科会
  - :上記学会が主催する学術大会等における講習 会
- ・歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の 開催指針に則った指導歯科医講習会の主催者
  - : 該当する指導歯科医講習会の講演部分のみの 受講
- 一般財団法人歯科医療振興財団
  - :歯科医師臨床研修プログラム責任者講習会

などが挙げられる。

受講の記録は、医療法に規定される医療に係る 安全管理のための職員研修の記録<sup>7)</sup> と同様に、開 催又は受講日時、主催者、講習会名、テーマを記録 することとし、臨床研修の年次報告の際に報告す る。

#### D. 考察

ほとんどの指導歯科医は、今回示した要件を満たしているものと考える。ただ、必ずしも生涯研修が臨床研修指導に直結するものとは限らず、専門性が高くなるほど、乖離する恐れがあることから、テーマを絞って受講を促すことが必要と考える。

一方、指導歯科医の資格要件のうち、7年以上の臨床経験と指導歯科医講習会の受講を満たしているだけの場合、1回だけの受講にとどまり、臨床研修指導のための研さんがおろそかになる恐れが

あることから、指導歯科医の資格要件として、2年 に1回以上の講習会の受講を義務づけることを提 案するものである。

また、研修管理委員会で講習会を開催することで、各研修プログラムのニーズに合った講演が提供され、協力型臨床研修施設の研修実施責任者である指導歯科医は、研修管理委員会への出席で資格要件を更新することが可能となる。研修管理委員会には研修協力施設の研修実施責任者も参加することから、管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設のみならず、研修協力施設にとっても有益な方略であると同時に、十分に実現可能であると考える。

#### E. 結 論

指導歯科医の臨床研修指導のための研さんを担保するため、指導歯科医の資格要件として、2年に1回以上、「新たな指導歯科医講習会におけるテーマの例示」(表1)に示されたテーマの講演の受講を義務づけることを提案する。

#### F. 参考文献

- 1) 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨 床研修に関する省令(平成17年6月28日付厚 生労働省令第103号)
- 2) 歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床 研修に関する省令の施行について(平成 17 年 6 月 28 日付医政発第 0628012 号 各都道府県知事 宛 厚生労働省医政局長通知)
- 3)平田創一郎、前田健康:厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)歯科医師の養成及び評価に関する研究分担報告書 指導歯科医講習会で取り上げるテーマに関する基礎調査
- 4) 歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について(平成 16 年 6 月 17 日付医 政発第 0617001 号 厚生労働省医政局長通知)
- 5) モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡

調整委員会、モデル・コア・カリキュラム改訂に 関する専門研究委員会:歯学教育モデル・コア・ カリキュラム(平成 28 年度改訂版)

http://www.mext.go.jp/component/a\_menu/education/detail/\_\_icsFiles/afieldfile/2017/12/26/1325989\_29\_02.pdf

(平成30年3月14日アクセス)

6) 厚生労働省医政局歯科保健課: 平成 30 年版 歯科医師国家試験出題基準

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000163627. html

(平成30年3月14日アクセス)

7) 良質な医療を提供する体制の確立を図るため の医療法等の一部を改正する法律の一部の施行 について(平成 19 年 3 月 30 日付医政発第 0330010 号 各都道府県知事宛 厚生労働省医政 局長通知)

### G. 研究発表

- 1. 学会発表
- ○平田創一郎、前田健康、西原達次、田上順次、 荒木孝二、藤井規孝、一戸 達也:指導歯科医講 習会で取り上げるテーマに関する基礎的調査、第 36回日本歯科医学教育学会総会および学術大 会、松本市、2017.7.28-29
- H. 知的財産権の出願・登録状況 なし

#### 表1 新たな指導歯科医講習会におけるテーマの例示

指導歯科医講習会におけるテーマ

指導歯科医講習会は、次に掲げる項目のいくつかがテーマとして含まれていること。

- ①新たな歯科医師臨床研修制度
- ②医療面接
- ③患者と歯科医師との関係
- ④総合診療計画
- ⑤歯科医師に望まれる総合的・基本的な診療能力
- ⑥医療安全·感染予防
  - ・AMR 対策アクションプラン
- ⑦医療管理(保険診療・チーム医療・地域医療)
  - ・地域包括ケアシステム
  - · 在宅歯科診療
  - ・周術期口腔機能管理
  - ・退院時カンファレンス
  - ・要介護高齢者への対応
  - ・認知症への対応
- ⑧根拠に基づいた医療(Evidence-based Medicine: EBM)
- ⑨指導歯科医の在り方
  - ・メンタルケア
  - ・プロフェッショナリズム
- ⑩研修歯科医、指導歯科医及び研修プログラムの評価
- ①その他臨床研修に必要な事項
  - ・障害者への歯科医療提供
  - · 介護保険制度

# 表2 ヒアリングを実施した歯科診療所と実施日

医療法人社団秀和会つがやす歯科医院(北海道帯広市)	11/9
こばやし歯科クリニック(東京都江戸川区)	11/17
つだ歯科(兵庫県姫路市)	11/26
萌芽の森クリニック・歯科(宮城県仙台市)	11/29
医療法人社団八龍会すずき歯科医院(静岡県袋井市)	12/1
医療法人社団健功会鴨志田歯科医院(神奈川県横浜市)	12/12